



ずっと家族だよ！

愛護動物の遺棄・虐待は、 犯罪です。

●愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合
**2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金**

●愛護動物を虐待・遺棄した場合
100万円以下の罰金

愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)